

法人事業税の分割基準について

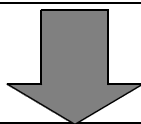
平成17年度地方税制改正において、法人事業税の分割基準が下記のとおり改正されました。

分割基準の見直しにより非製造業（電気供給業、ガス供給業、倉庫業、鉄道事業及び軌道事業を除く）の分割基準に事務所等の数基準を採用します。（地方税法第72条の48）

- ・ 非製造業（電気供給業、ガス供給業、倉庫業、鉄道事業及び軌道事業を除く）について、課税標準の2分の1を事務所等の数により、2分の1を従業者数により関係都道府県に分配することになりました。
- ・ 本社管理部門の従業者数を2分の1に割り落とす措置を廃止します。
- ・ 平成17年4月1日以後に開始する事業年度から適用になります。

【改正前】

事業	課税標準の分割基準
非製造業 （※）	銀行業 保険業 証券業 ----- その他（運輸・通信業・卸売・小売業・サービス業等）
製造業	課税標準の1/2：事業所等の数 課税標準の1/2：従業者数（資本金1億円以上の法人：本社管理部門の従業者数を0.5倍） 従業者数 （資本金1億円以上の法人：本社管理部門の従業者数を0.5倍） 従業者数（資本金1億円以上の法人：本社管理部門の従業者数を0.5倍、工場の従業者数を1.5倍）



【改正後】

事業	課税標準の分割基準
非製造業（※）	課税標準の1/2：事業所等の数 課税標準の1/2：従業者数
製造業	従業者数 （資本金1億円以上の法人：工場の従業者数を1.5倍）

（※）電気供給業、ガス供給業、倉庫業、鉄道事業及び軌道事業を除きます。

主たる事業の判定

主たる事業の判定に当たっては、それぞれの事業のうち、売上金額の最も大きいものを主たる事業とし、これによりがたい場合には、従業者の配置、施設の状況等により企業活動の実態を総合的に判断して判定してください。

(H17.9 福岡県)

事務所等の数の数え方

地方税法第72条の48第3項に規定する事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）の数は、次のとおり取り扱います。

- ① 事務所等の数は、事業年度に属する各月の末日現在における数値を合計した数値になります。

(例)

事業年度（平成17年4月1日～平成18年3月31日）	
本 社	福岡県福岡市
福岡支店	福岡県久留米市
熊本支店	熊本県熊本市
宮崎支店	宮崎県宮崎市（平成17年6月10日支店廃止）
大阪支店	大阪府大阪市（平成17年11月20日支店設置）



事務所等の数のカウント

	H17									H18			計	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
本 社	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12	
福岡支店	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12	
熊本支店	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12	
宮崎支店	1	1	平成17年6月10日支店廃止									2		
大阪支店	平成17年11月20日支店設置								1	1	1	1	1	5
計	4	4	3	3	3	3	3	4	4	4	4	4	43	



各都道府県の事務所等の数の分割基準

福岡県	熊本県	宮崎県	大阪府	合 計
24	12	2	5	43

② 事務所等の数の算定に当たっては、原則として、同一構内・区画にある店舗等の事業の用に供する建物（以下「建物」という。）について一の事務所等として取り扱ってください。

③ 近接した構内・区画にそれぞれ建物がある場合については、原則として、構内・区画ごとに一の事務所等として取り扱いますが、この場合において、2以上の構内・区画の建物について、経理・帳簿等が同一で分離できない場合、同一の管理者等により管理・運営されている場合など、経済活動・事業活動が一体とみなされる場合には、同一の構内・区画とみなして一の事務所等として取り扱ってください。

④ 事務所等の構内・区画が2以上の都道府県の区域にまたがる場合には、次に掲げる都道府県の事務所等として取り扱ってください。

ア 事務所等の建物が一の都道府県の区域のみに所在する場合は、当該建物の所在する都道府県の事務所等となります。

イ 事務所等の建物が2以上の都道府県の区域にまたがる場合は、当該建物の所在するそれぞれの都道府県の事務所等となります。